

答 申 第 50 号

平成 27 年 9 月 2 日

兵庫県教育委員会

委員長 高 崎 正 弘 様

情報公開・個人情報保護審議会

会長 中 川 丈 久

公文書の非公開決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成 27 年 3 月 23 日付け諮問第 4 号で諮問のあった下記の公文書に係る標記
のことについて、別紙のとおり答申します。

記

平成 27 年度兵庫県公立学校教員採用候補者選考第 1 次選考試験及び第 2 次
選考試験に係る「受験者の平均点」、「合格者の最低点」、「受験者の最高点及び
最低点」、「合格判定基準」が記載された文書

答 申

第 1 審議会の結論

兵庫県教育委員会（以下「実施機関」という。）は、第 2 の 4 (1) に記載する対象公文書 1 を公開すべきであり、同 (2) に記載する対象公文書 2のうち、標題及び平成 27 年度兵庫県公立学校教員採用候補者選考試験（以下「本件選考試験」という。）の第 2 次選考試験に係る校種、教科等の区分別の総合得点に対応する合格者の最低点が記載された部分（校種、教科等の区分名及び合格者の最低点の区分名を含む。）を公開すべきであるが、対象公文書 2 のその余の部分及び同 (3) に記載する対象公文書 3 を実施機関が非公開としたことは妥当である。

第 2 諮問経緯及び対象公文書の特定

1 公文書の公開請求

平成 26 年 10 月 31 日、異議申立人は、情報公開条例（平成 12 年兵庫県条例第 6 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定により、実施機関に対して、公文書の公開を請求（以下「本件公開請求」という。）した。

2 実施機関の決定

平成 26 年 12 月 11 日、実施機関は、本件公開請求に対し、公文書非公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、同日、異議申立人に公文書非公開決定通知書を送付した。

3 異議申立て

平成 27 年 2 月 5 日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対して異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

4 異議申立ての対象公文書

本件異議申立ての対象公文書は、本件選考試験の第 1 次選考試験及び第 2 次選考試験に係る①受験者の平均点、②合格者の最低点、③受験者の最高点及び最低点並びに④合格判定基準が記載された次に掲げる文書（以下「本件対象公文書」という。）である。

(1) 対象公文書 1

本件選考試験の第 1 次選考試験（以下「第 1 次選考試験」という。）に係る①受験者の平均点、②合格者の最低点並びに③受験者の最高点及び最低点が記載された文書

(2) 対象公文書 2

本件選考試験の第 2 次選考試験（以下「第 2 次選考試験」という。）に係る①受験者の平均点、②合格者の最低点並びに③受験者の最高点及び最低点が記載された文書

(3) 対象公文書 3

本件選考試験に係る④合格判定基準が記載された文書

5 諮問

平成 27 年 3 月 24 日、実施機関は、条例第 17 条の規定により、兵庫県情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対して、本件異議申立てに対する決定について諮問した。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、異議申立てに係る文書の公開を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書において述べている本件異議申立ての理由は、次のとおり要約される。

(1) 条例第 6 条第 6 号について

条例第 6 条第 6 号の「公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため」という文言は慎重に判断される必要があり、「支障」は名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、また「おそれ」も抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が要求される。

(2) 対象公文書 1 及び対象公文書 2 について

ア 同一の試験問題を使用する校種、教科間での総合得点の最高点及び最低点の差が、校種、教科間の合格難易度の差、ひいては教員の資質の差として捉えられ、そのことにより教育への不信、信頼低下を招くおそれがある（平成 23 年 8 月 12 日答申における実施機関の説明要旨より）という考え方は、採用人数の差から当然に生じる合格難易度の

差が、教員の資質の差として捉えられるという勝手な憶測に過ぎず、非公開理由とはなりえない。

イ 対象公文書1及び対象公文書2に記載されている情報が記載された文書を公開している他の地方公共団体のいずれでも「公正かつ円滑な人事の確保に支障が生じている」との指摘は聞かれないことから、高度な蓋然性のある「おそれ」は認められず、「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある」ことを理由として非公開とするのは違法である。

(3) 対象公文書3について

ア 実施機関は、平成23年及び平成25年の審議会の答申を援用し、公立学校教員の採用試験は、競争試験ではなく選考試験であり、任命権者の合理的な裁量に委ねられている選考基準や選考方法を公開すると、教員としての適格性を総合的に判断するという選考の趣旨を損なう実質的なおそれがあるため条例第6条第6号に該当すると主張している。しかし、上記の審議会の判断は、公開が選考の趣旨を損なうことの具体的な因果関係等の説明が述べられていない点で不当である。

イ 都道府県によっては、教員採用選考の合格判定基準を公表しているところもあるが、「受験生が受験技術先行の事前準備を行い、教員採用選考が形骸化している」とか、「公平かつ円滑な人事の確保に支障が生じている」との指摘は聞かれないことから、上記答申は変更されるべきである。

(4) 実施機関の意見書について

ア 実施機関は、受験者の校種、教科別の平均点、最高点及び最低点、合格者の最低点並びに合格判定基準を公開すれば、受験者が配点の高いと思われる試験を重視し、配点の低いと思われる試験を軽視するなど、受験者自身の教員としての適格性を総合的に判断するという選考の趣旨を損なう実質的なおそれがあると主張している。しかし、教員採用試験は、競争率が高く、全ての試験につき万全の準備をした上で臨まないとは不合格になる可能性の高い試験であり、実施機関の勝手な憶測に基づく主張は、非公開理由として不当である。

イ 実施機関は、過去の答申を援用して対象公文書に記載された情報が条例第6条第6号に該当すると主張している。しかし、同種事案における他の都道府県の情報公開審議会の近年の答申は、条例第6条第6号の該当性を否定するものばかりであり、教員採用試験に関連する文書における情報公開が進められている現状において、実施機関の主張

は時代錯誤的なものともいえる。

ウ さらに、他の都道府県では、活動実績や取得資格をどのように評価するのかを公表される場合の方が多く、評価方法を公開しない方が異例であると思われる。評価方法を公開しない取扱いはむしろ不正の原因にもなりかねず、「公正な」「採用試験の実施」をかえって阻害するものになりかねない。このため、条例第6条第6号に規定する「事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と結論づけることはできない。

エ これらのことから、本件対象公文書に記載された情報が条例第6条第6号に該当する旨の実施機関の意見は不当である。

第4 実施機関の説明要旨

1 説明の趣旨

実施機関の行った本件処分は妥当であるとの答申を求める。

2 非公開決定の理由

実施機関が意見書及び口頭による理由説明において述べている非公開の理由は、次のとおり要約される。

(1) 本件選考試験について

ア 公立学校教員は、全体の奉仕者である公務員であるのみならず、子ども的人格の完成を目指す教育者として、使命感、人間の成長及び発達についての理解、教育的愛情、教科等に関する専門的知識、広く豊かな教養等、全人格的な資質、能力が求められている。そのため、教育公務員特例法第11条は、公立学校教員の採用について、競争試験ではなく、選考によるものとし、任命権者である実施機関の合理的な裁量に委ねている。

イ 第1次選考試験では、一般教養及び教科専門の筆答試験、第2次選考試験では、個人及び集団による面接試験を行うとともに、一部の校種、教科及び科目にあっては実技試験を実施した。

しかし、合格者を決定するに当たっては、これらの成績のみならず、受験願書に記入された受験者のスポーツ活動や芸術文化活動、国際貢献活動等の実績や英語検定等の取得資格を総合的に考慮している。また、一部の校種、教科においては、異なる校種を第2志望として希望できる等、実施機関独自の総合的な選考を行っている。

ウ 実施機関では、第1次選考試験の筆答試験問題、模範解答及び配点

を公開していること、第2次選考試験について、実施要項で個人及び集団面接試験の評定項目を公開していること、合格又は補欠に達しなかった受験者全員に対し、総合得点及び順位を試験結果に掲載し通知していること等からは、他府県の公表状況と比較しても、実施機関における公表の範囲が受験者にとって特に劣っているとは言えない。

(2) 条例第6条第6号の該当性について

ア 本件対象公文書は、本件選考試験を実施するに当たり、合否判定委員会で協議・決定している資料であり、実施機関内部でも特に厳重に管理されている文書である。

イ 本件対象公文書に記載された「校種、教科別の平均点」、「合格者最低点」、「受験者最高点」、「受験者最低点」及び「合格判定基準」は選考の基となるものであり、これを公開すれば、受験者が配点の高いと思われる試験を重視し、配点の低いと思われる試験を軽視するなど、受験者自身の教員としての適格性を総合的に判断するという選考の趣旨を損なう実質的なおそれがある。

ウ 教員採用試験に係る「合格判定基準」は任命権者の合理的な裁量に委ねられていることから、対象公文書3の記載内容は、筆答試験、面接試験等の基礎点に加え、受験者の国際貢献、スポーツ、芸術・芸能の活動実績、応用情報技術者、英語検定等の取得資格の評価方法から合格者の具体的決定方法まで、詳細かつ多岐にわたっている。教育公務員特例法第11条が規定する選考の性格に基づき、合否判定基準を非公開とすることについては、審議会答申（平成23年8月12日付け答申12号及び平成25年10月23日付け答申第30号）において既に結論づけられている。

エ したがって、本件対象公文書に記載された情報は、条例第6条第6号に規定する「県の機関が行う事務若しくは事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該事務若しくは事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当する。

(3) 結論

以上のとおり、実施機関の行った非公開決定には、違法又は不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

第5 審議会の判断

審議会は、異議申立人の主張、実施機関の説明及び審議会に提示された本件対象公文書を精査した結果、次のとおり判断する。

1 教員採用試験について

- (1) 公立学校の教員は、全体の奉仕者たる公務員であるのみならず、子ども的人格の完成を目指す教育者として、使命感、人間の成長及び発達についての理解、教育的愛情、教科等に関する専門的知識、広く豊かな教養等、全人格的な資質、能力が求められる。

このため、公立学校の教員の採用は、競争試験ではなく、選考によるものとされており（教育公務員特例法第 11 条）、選考方法については、任命権者の合理的な裁量に委ねられていることが認められる。

- (2) 教員採用の選考方法は試験実施主体（都道府県、指定都市の教育委員会）ごとに異なり、実施機関では、一般教養、専門教科の筆答試験、個人及び集団による面接試験だけでなく、受験者のスポーツ活動、芸術文化活動、国際貢献活動等の実績や資格等を総合的に考慮するなど、独自の判断で合格者を決定していることが認められる。
- (3) 本件選考試験は、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の校種区分、国語、社会、数学、理科、英語等の教科区分ごとに選考が行われ、これら校種や教科区分により必要とされる教員免許も異なり、受験者数、合格者数、競争率等も異なっていることが認められる。

2 本件対象公文書について

- (1) 本件対象公文書は、本件選考試験を実施するに当たり、合否判定委員会で協議、決定した資料であり、実施機関内部でも特に厳重に管理されているものと認められる。
- (2) 対象公文書 1 及び対象公文書 2 には、第 1 次選考試験及び第 2 次選考試験の校種、教科別に、受験者の平均点、最高点及び最低点並びに合格者の最低点が記載されている。
- (3) 対象公文書 3 には、本件選考試験の合格判定基準が記載されている。審議会においてその内容を検分したところ、面接や受験者の活動実績等の評価、採点基準等、合格者の具体的決定方法といった選考方法が詳細に記載されていた。
- (4) 実施機関は、教員採用選考試験には裁量が認められており、本件対象公文書を公開すれば、受験者が配点の高いと思われる試験を重視し、配点の低いと思われる試験を軽視するなど、受験者自身の教員としての適格性を総合的に判断するという選考の趣旨を損なう実質的なおそれがあることから、本件対象公文書に記載された情報は条例第 6 条第 6 号に該当すると主張するので以下検討する。

3 条例第6条第6号の該当性について

(1) 条例第6条第6号

条例第6条第6号は、県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを非公開とすることを定めている。ここでいう「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の「支障」については、異議申立人も主張しているとおおり、名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が要求される。

(2) 対象公文書1

ア 対象公文書1を公開すれば、第1次選考試験において同一の試験問題を使用する校種、教科等の区分ごとに、合格者の最低点等を比較することが可能になると考えられる。しかし、第1次選考試験における合格者の最低点等が分かっても、その点数は毎年度変動することに加え、校種、教科等の区分ごとに必要な免許も異なることから、特定の校種、教科等の区分を恣意的に受験するなど、選考試験の趣旨を損なうような受験対策を行うことは困難である。

イ 対象公文書1に記載されている情報には、第1次選考試験に係る一般教養試験、専門教科試験の筆答試験の点数以外の要素が含まれていることが認められるが、客観的かつ公平な基準に則して実施されたものであれば、公開することに支障はないと考えられる。

このため、第1次選考試験に係る対象公文書1に記載されている情報は、いずれも条例第6条第6号の非公開事由に該当しないものと判断する。

(3) 対象公文書2

ア 第2次選考試験が、校種、教科等の区分ごとに行われていることは第1次選考試験と同じであり、第2次選考試験における校種、教科等の区分ごとの合格者の最低点等が分かっても、選考試験の趣旨を損なうような受験対策を行うことが困難であることについては、第1次選考試験と同様と考えられる。

イ 対象公文書2に記載された点数は、第2次選考試験において選考に使用されたものであり、第2次選考試験が客観的かつ公平な基準にしたがって実施されている限りは、受験者の点数については公開すべきとの考え方もあり得る。しかし、上記アにより、第1次選考試験の点数が公開されることを前提とすれば、第1次選考試験の点数と第2次

選考試験の点数を組み合わせるなどの方法により、各校種、教科等の区分ごとに第1次選考試験と第2次選考試験の比重、第2次選考試験の配点が推察できる蓋然性が高い。よって、第1次選考試験の点数に併せて第2次選考試験の点数を公開すれば、特別な受験対策に繋がるおそれがあり、合理的な裁量に委ねられた選考試験の趣旨を損なう実質的なおそれに当たるものと認められる。

ウ このため、対象公文書2に記載されている第2次選考試験に係る情報は、対象公文書1に記載されている第1次選考試験に係る情報と照合することにより、本件選考試験の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが多く含まれており、条例第6条第6号に該当することが認められる。

エ しかしながら、実施機関は不合格者に総合得点及び総合順位を通知していること、受験者には自らの位置づけを把握する利益があること、総合得点に対応する合格者最低点を公開しても、第1次選考試験と第2次選考試験の比重や第2次選考試験における配点が明らかになる蓋然性が低く、特別な受験対策に繋がるおそれはないと認められることから、総合得点に対応する第2次選考試験における合格者最低点については、条例第6条第6号に該当しないため、公開することが妥当であると判断する。

(4) 対象公文書3

ア 実施機関は、受験者の活動実績や資格等を総合的に考慮するなど、特色ある選抜方法を採用しているが、このような任命権者の合理的な裁量に委ねられている選考方法の詳細を記載した対象公文書3を公開すると、それに対応した受験技巧を身につけた者がより高い評価を得ることとなり、教員としての適格性を総合的に判断するという選考の趣旨を損なう実質的なおそれがあるものと認められる。

イ また、対象公文書3は、実施機関の特色ある選考方法を詳細に記載したものであり、その各項目及び内容は互いに関連し、一体性が強い情報であり、その一部を分離して公開すると、かえって誤った臆測を招き、混乱や誤解が生じるおそれがあるものと認められる。

ウ これらのことから、対象公文書3に記載された情報は、その全体が、公開すれば教員の採用という実施機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであって、条例第6条第6号に該当すると認められる。

4 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
平成 27 年 3 月 24 日	・ 諮問書の受領
平成 27 年 4 月 10 日	・ 諮問庁から意見書を受領
平成 27 年 4 月 24 日	・ 異議申立人から意見書を受領
平成 27 年 6 月 10 日 第 1 部会 (第 34 回)	・ 実施機関の職員から意見聴取 ・ 審議
平成 27 年 7 月 13 日 第 1 部会 (第 35 回)	・ 実施機関の職員から意見聴取 ・ 審議
平成 27 年 8 月 21 日 第 1 部会 (第 36 回)	・ 審議
平成 27 年 9 月 2 日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第 1 部会

部会長 井 上 典 之

委 員 内 橋 一 郎

委 員 申 吉 浩

委 員 園 田 寿

委 員 山 下 和 良 (平成 27 年 7 月 31 日まで)

委 員 島 田 隆 弥 (平成 27 年 8 月 1 日から)